

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告示

○国土調査の成果の認証	(地域振興課)	一
○昭和四十九年宮城県告示第千三百十八号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正	(環境対策課)	一
○昭和五十二年宮城県告示第百十一号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正	(同)	一
○平成十五年宮城県告示第百十五号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準)の一部改正	(同)	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件)	(農村整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	二
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報システム課)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	三
宮城海区漁業調整委員会		
○かじき等流し網漁業の制限		四

## 告示

○宮城県告示第百五十号  
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十三年三月一日

一 調査を行った者の名称

柴田町

二 調査を行った時期

平成十七年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称

柴田町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田町大字船迫字弁天、同字新朴木、同字泥田、同字大石前

五 認証年月日

平成二十三年二月二十三日

○宮城県告示第百五十一号

昭和四十九年宮城県告示第千三百十八号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中、「大崎市」を削る。

○宮城県告示第百五十二号

昭和五十二年宮城県告示第百十一号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中、「大崎市」を削る。

○宮城県告示第百五十三号

平成十五年宮城県告示第百十五号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中、「大崎市」を削る。

○宮城県告示第百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業東和地区（川端分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年三月二日から平成二十三年三月三十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市東和総合支所

○宮城県告示第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業東和地区（吉田分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年三月二日から平成二十三年三月三十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市東和総合支所

○宮城県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 仙台岩沼線  
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
岩沼市南長谷字玉崎八四番四地先から 同市南長谷字玉崎一五〇番一地先まで	敷地の幅員 (メートル) 二四・〇 四五・〇	敷地の延長 (メートル) 二二七・〇 二二七・〇

○宮城県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 河南築館線  
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
栗原市瀬峰清水沢六一番三地先から 同市瀬峰清水沢六一番三地先まで	敷地の幅員 (メートル) 七・五 二二・一	敷地の延長 (メートル) 一七三・四 一七三・四

○宮城県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 文字上尾松線  
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
栗原市栗駒文字新田沖一〇六番地先から 同市栗駒文字上山神五七番一地先まで	敷地の幅員 (メートル) 三・五 五・七	敷地の延長 (メートル) 一四五・五 一四五・五
栗原市栗駒文字新田沖一二六番地先から 同市栗駒文字新田沖一二七番地先まで	敷地の幅員 (メートル) 八・五 一〇・九	敷地の延長 (メートル) 五〇・四 五〇・四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ新通信網サービス 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札を決定した日 平成二十三年二月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北インテリジェント通信株式会社 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号
- 五 落札金額 二億千七百四十万四千七百三十六円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- 六 契約の相手方を決定した手続き 随意契約
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年二月八日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 岩沼市桑原四丁目十番四、二十五番四、百五十

<p>地域の名称</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p> <p>四番六及び百六十七番五 岩沼市</p> <p>〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十三年三月一日</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字御林三番八十一</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p> <p>多賀城市八幡三丁目六番二十一号 株式会社多賀城ハウジングセンター</p>	<p>宮城海区漁業調整委員会</p> <p>〇宮城海区漁業調整委員会指示第一号</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業(まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。)の操業について、次のとおり制限する。</p> <p>平成二十三年三月一日</p> <p>宮城海区漁業調整委員会 会 長 畠 山 喜 勝</p> <p>一 制限期間</p> <p>平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>二 操業の承認</p> <p>かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十三年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領(以下「要領」という。)で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>三 操業の承認の対象</p> <p>次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認められた場合には承認の対象としないことがある。</p> <p>1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者</p>	<p>二 其他委員会が認めたる漁獲物の陸揚制限</p> <p>かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。</p> <p>四 漁業の承認の条件及び制限</p> <p>操業の承認には、次の条件を付する。</p> <p>1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。</p> <p>2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。</p> <p>3 禁止区域</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。</p> <p>ア 岩手県大船渡市首崎突端</p> <p>イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点</p> <p>ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点</p> <p>エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点</p> <p>オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点</p> <p>カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点</p> <p>キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>4 漁具の制限</p> <p>(一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二メートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。</p> <p>(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。</p> <p>5 漁具の標識</p> <p>(一) 敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>(二) 両端部の浮標</p> <p>昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーザー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあつては白色の灯火及びレーザー反射板</p> <p>(三) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標</p> <p>昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火</p> <p>(四) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。</p>
--	--	---

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十三年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をその住所を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十三年三月十四日までとする。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覧表（様式第二号）
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書（様式第四号）
- (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
- (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本
- (九) (一)〜(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

第一 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町二丁目九・一 電話 〇二二・三六五・〇一九一	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里二丁目四・三十二 電話 〇二二五・九五・一四一一	石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話 〇二二六・二二・六八二五	気仙沼港

(承認証の書換え交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(漁獲成績報告書の様式)

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記)

指示様式第一号

宮かじき第 号
---------

- 1 文字及び数字（承認番号）の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字（承認番号）及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号

船 名
根 拠 地 名

- 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
  - (1) 船 名 丸
  - (2) 漁船登録番号 トン
  - (3) 総 ト ン 数 P S 又はキロワット
  - (4) 機関の種類及び馬力数
- 4 承認証交付希望港

( A 4 縦 )









条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域  
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。  
ア 岩手県大船渡市首崎突端  
イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点  
ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点  
エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点  
オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点  
カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点  
キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限  
(1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12メートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。  
(2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識  
(1) 両端部の浮標  
敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。  
(2) 昼間にあっては別記様式第2号による標識及びレーザー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーザー反射板  
(3) 中間部のおおむね3メートルごとの浮標  
昼間にあっては別記様式第2号による標識、夜間にあっては白色の灯火  
(4) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。  
(5) 塗装しない船舶の使用禁止  
かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。
- 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務  
操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

宮かじき第 号

かじき等流し網漁業操業承認証

住所  
氏名

1 操業期間  
年 月 日から  
年 月 日まで

2 操業区域  
宮城県地先海面

3 使用船舶  
(1) 船名  
丸  
(2) 漁船登録番号  
トン  
(3) 総トン数  
トン  
(4) 機関の種類及び馬力数  
シーゼル PS又はキロワット

4 条件及び制限(裏面記載のとおり)

宮城海区漁業調整委員会  
会長

印

(A4縦)

要領様式第6号

承認証交付申請書

年月日

地方振興事務所長 殿  
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住所  
氏名

㊦

年月日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました  
が、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港 港
- 7 その他 (連絡先等)

要領様式第7号

年月日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住所  
氏名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船名 丸
- 3 記載事項

変更前	変更後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

(A4縦)

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

要領様式第9号  
宮城海区漁業調整委員長 殿

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

様式番号	7・8	県名	9・10	漁業種類	11・12	整理番号	13~15	漁船登録番号	16~20	トシ数	21~25	PS又は キロワット	26~29	漁法	30	漁獲量	31・32	陸揚	33~35	港	36~38	港
1	2~6														*							
&	1	6	1	2	0	0	*	*	*	*	*	*	*	*								

航海日数	操業日数	45~51	52~54
39~41	42~44	*~*	*~*

住所	報告者氏名	船名	年月分報告	報告年月日
			平成	平成
			年	年
			月	月
			分	分
			日	日

投網年月日	投網位置等				表面水温 (℃)	網の長さ (m)	網の目 の大きさ (cm)	魚種別漁獲量										備考														
	北緯 緯度	東経 経度	農林漁区	か				じ	き	類	別	漁	獲	量	(尾 数)	かつお (ねずみ)	よしきり め		しま つなす	その他												
5556758596061	62	63度分66	67	68	度分72	73~76	77~80	81~83	84	85	86	87	88~91	92~95	96~99	100~103	104~107	108~111	112~115	116~119	120~123	124~127	128~131	132~135	136~139	140~143	144~147	148~151				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*					*																				
*	1.2		1.2				*																									